

評議員および役員の報酬規程

1 評議員の報酬等規程

評議員の報酬等について、定款第 8 条は「評議員に対して、各年度の総額が 10 万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」と定めている。

これに基づき、以下のように報酬規程を設ける。

- (1) 支給基準 当該委員会に参加し、職務を行った場合
報酬額 4,000 円
- (2) 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

この規定は 2017 年 6 月 11 日より適用する。

2 役員の報酬等規程

定款第 21 条は「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」と定めている。

これに基づき、以下のように報酬規程を設ける。

- (1) 年度総額 30 万円
支給基準 当該役員会に参加し、職務を行った場合
報酬額 4,000 円
- (2) 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

この規定は 2017 年 6 月 11 日より適用する。